

# 令和3年第3回宇治田原町議会定例会

## 目 次

### ○第1日（令和3年9月6日）

|   |    |
|---|----|
| 議事日程（第1号）   | 1  |
| 日程第1 会議録署名議員の指名について   | 4  |
| 日程第2 会期の決定  | 4  |
| 日程第3 諸報告  | 4  |
| 日程第4 報告第9号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について   | 6  |
| 日程第5 報告第10号 令和2年度城南土地開発公社決算に関する報告書について  | 6  |
| 日程第6 議案第41号 宇治田原町自治功労者の表彰について   | 7  |
| 日程第7 議案第42号 宇治田原町自治功労者の表彰について   | 7  |
| 日程第8 議案第43号 宇治田原町自治功労者の表彰について   | 7  |
| 日程第9 議案第44号 宇治田原町自治功労者の表彰について   | 7  |
| 日程第10 議案第45号 宇治田原町自治功労者の表彰について  | 7  |
| 日程第11 議案第59号 宇治田原町固定資産評価審査委員会委員の選任について  | 9  |
| 日程第12 議案第60号 宇治田原町固定資産評価審査委員会委員の選任について  | 9  |
| 日程第13 議案第61号 宇治田原町固定資産評価審査委員会委員の選任について  | 9  |
| 日程第14 議案第46号 令和3年度宇治田原町一般会計補正予算（第2号）  | 10 |
| 日程第15 議案第47号 令和3年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第1号）  | 10 |
| 日程第16 議案第48号 宇治田原町長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて   | 10 |
| 日程第17 議案第49号 宇治田原町個人情報保護条例及び宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて | 10 |

|       |                     |   |    |
|-------|---------------------|---|----|
| 日程第18 | 議案第50号              | 宇治田原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定するについて……………              | 10 |
| 日程第19 | 議案第51号              | 宇治田原町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて…… | 10 |
| 日程第20 | 議案第52号              | 財産の取得について……………                                    | 10 |
| 日程第21 | 議案第53号              | 令和2年度宇治田原町一般会計歳入歳出決算認定について……………                   | 13 |
| 日程第22 | 議案第54号              | 令和2年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について……………       | 13 |
| 日程第23 | 議案第55号              | 令和2年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について……………            | 13 |
| 日程第24 | 議案第56号              | 令和2年度宇治田原町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について……………               | 13 |
| 日程第25 | 議案第57号              | 令和2年度宇治田原町水道事業会計決算認定について…                         | 13 |
| 日程第26 | 議案第58号              | 令和2年度宇治田原町下水道事業会計決算認定について……………                    | 13 |
| 日程第27 | 決算特別委員会の設置について…………… |   | 20 |

令和3年第3回宇治田原町議会定例会

議事日程(第1号)

令和3年9月6日

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第9号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について
- 日程第5 報告第10号 令和2年度城南土地開発公社決算に関する報告書について
- 日程第6 議案第41号 宇治田原町自治功労者の表彰について
- 日程第7 議案第42号 宇治田原町自治功労者の表彰について
- 日程第8 議案第43号 宇治田原町自治功労者の表彰について
- 日程第9 議案第44号 宇治田原町自治功労者の表彰について
- 日程第10 議案第45号 宇治田原町自治功労者の表彰について
- 日程第11 議案第59号 宇治田原町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第12 議案第60号 宇治田原町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第13 議案第61号 宇治田原町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第14 議案第46号 令和3年度宇治田原町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第47号 令和3年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第48号 宇治田原町長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第17 議案第49号 宇治田原町個人情報保護条例及び宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第18 議案第50号 宇治田原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第19 議案第51号 宇治田原町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第20 議案第52号 財産の取得について
- 日程第21 議案第53号 令和2年度宇治田原町一般会計歳入歳出決算認定について

- 日程第22 議案第54号 令和2年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）  
歳入歳出決算認定について
- 日程第23 議案第55号 令和2年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決  
算認定について
- 日程第24 議案第56号 令和2年度宇治田原町介護保険特別会計歳入歳出決算認定  
について
- 日程第25 議案第57号 令和2年度宇治田原町水道事業会計決算認定について
- 日程第26 議案第58号 令和2年度宇治田原町下水道事業会計決算認定について
- 日程第27 決算特別委員会の設置について

### 1. 出席議員

|     |     |        |    |
|-----|-----|--------|----|
| 議長  | 12番 | 谷口 整   | 議員 |
| 副議長 | 1番  | 浅田 晃弘  | 議員 |
|     | 2番  | 原田 周一  | 議員 |
|     | 3番  | 宇佐美 まり | 議員 |
|     | 4番  | 山本 精   | 議員 |
|     | 5番  | 山内 実貴子 | 議員 |
|     | 6番  | 上野 雅央  | 議員 |
|     | 7番  | 藤本 英樹  | 議員 |
|     | 8番  | 森山 高広  | 議員 |
|     | 9番  | 馬場 哉   | 議員 |
|     | 10番 | 榎木 憲法  | 議員 |
|     | 11番 | 今西 利行  | 議員 |

### 1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

|    |   |         |
|----|---|---------|
| 町  | 長 | 西谷 信夫 君 |
| 副町 | 長 | 山下 康之 君 |
| 教育 | 長 | 奥村 博巳 君 |

|            |         |
|------------|---------|
| 都市整備政策監    | 星野欽也君   |
| 総務担当理事     | 奥谷明君    |
| 健康福祉担当理事   | 黒川剛君    |
| 建設事業担当理事   | 垣内清文君   |
| 教育次長       | 野田泰生君   |
| 総務課長       | 青山公紀君   |
| 企画財政課長     | 村山和弘君   |
| 税住民課長      | 廣島照美君   |
| 健康対策課長     | 立原信子君   |
| 子育て支援課長    | 岩井直子君   |
| 建設環境課長     | 谷出智君    |
| 産業観光課長     | 木原浩一君   |
| 上下水道課長     | 清水清君    |
| 会計管理者兼会計課長 | 長谷川みどり君 |
| 学校教育課長     | 馬場浩君    |

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

|      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 矢野里志君 |
| 庶務係長 | 太田智子君 |

---

開 会 午前10時00分

○議長（谷口 整） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は12名であり、定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第3回宇治田原町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（谷口 整） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、山内実貴子議員と、7番、藤本英樹議員を指名いたします。

この兩名に差し支えのある場合には、次の順序の議員をお願いをいたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（谷口 整） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は本日から9月29日までの24日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月29日までの24日間と決定をいたしました。

会期中の予定につきましては、お手元に配付の定例会日程表のとおりであります。

---

### ◎諸報告

○議長（谷口 整） 日程第3、諸報告を行います。

会議規則第129条の規定により行われました議員派遣につきましては、お手元にお配りをしたとおりでございます。

また、議長において受理をいたしました陳情書1件及び要望書2件につきましても、お手元に配付のとおりでございます。

各議員におかれましては、十分にご高覧いただきますようお願いをいたします。

これにて、諸報告を終わります。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許します。西谷町長。

○町長（西谷信夫） 皆様、おはようございます。

9月議会定例会開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

日中はまだまだ厳しい残暑が続いておりますが、朝夕はめっきりしのぎやすく、秋の訪れを感じる今日この頃となっております。

議員各位におかれましては、ご健勝にてご活躍のことと心よりお喜びを申し上げますとともに、平素は宇治田原町政の推進に何かとご理解、ご尽力をいただいておりますことに、心から厚くお礼を申し上げます。

本日は、令和3年第3回宇治田原町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方にはご参集をいただきまして、ここに開会できますことを厚くお礼を申し上げます。

さて、未だ収束を見せない新型コロナウイルス感染拡大により、京都府にも8月20日から今月12日までを期限とした第4回目の緊急事態宣言が発出され、大型商業施設への入場制限や不要不急の外出抑制などの行動制限が求められているところでございます。

ワクチン接種が進んできておりますが、依然感染者は増えており、特に子どもを含む家庭内感染が増加し、医療現場は災害級の危機に直面している中、我々一人一人がソーシャルディスタンス、マスク着用などを基本とした予防の徹底に努め、感染拡大を防ぐことが大切であると、改めて認識しておりますところでございます。

コロナ禍の大変厳しい世の中ではありますが、来る9月30日には田原村、宇治田原村が合併し65周年の節目を迎えることから、町制施行65周年記念式典をコロナ感染防止対策を徹底する中で開催させていただきます。先人の功績に感謝するとともに、これまで以上に住民と行政、地域と地域、人と人が絆でつながるまちづくりを目指していきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

今議会では、令和2年度各会計の決算についてご審議をいただきますが、一般会計におきましては、経常収支比率は前年度より改善しましたが、実質単年度収支につきましては、積極的な投資姿勢を反映したこともあり、9年連続で赤字となりました。今後、扶助費、公債費の増加が想定されることを踏まえると、引き続き行財政改革に鋭意取り組んでいかなければならないと考えておりますのでございます。

今後とも健全財政の確保、継続に努めますとともに、第5次まちづくり総合計画に掲げます「人がつながる 未来につながる お茶のふるさと 宇治田原」実現を目指し、住民福祉の向上と安心安全なまちづくりの推進に努めてまいりますので、議員各位の一層のご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、令和2年度各会計の決算につきましては、去る8月19日、20日の両日にわたりまして監査委員の審査を受けましたことをご報告させていただきますとともに、暑さ厳しく、天候が不安定な中ご足労いただきました監査委員の方々に厚くお礼を申し上げます。

今議会にご提案させていただきます議案は、令和3年度一般会計補正予算（第2号）をはじめ表彰関係5件、予算関係2件、条例関係4件、一般議案1件、令和2年度決算関係6件、人事関係3件、報告2件、合わせまして21議案、2報告でございます。

それぞれの議案の内容につきましては、後ほど提案説明させていただきますが、どうかよろしくご審議をいただきまして、ご可決、ご認定、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎報告第9号、報告第10号の一括上程、説明

○議長（谷口 整） 日程第4及び日程第5、報告第9号及び報告第10号はいずれも報告であり、会議規則第37条により一括して報告を求めます。西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、日程第4から日程第5、報告第9号及び第10号につきましてご説明申し上げます。

報告第9号、和解及び損害賠償の額の専決処分の報告につきましては、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定事項として専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

令和3年7月4日に町営バスが維中前バス停から国道307号に右折合流した際、滋賀方面から西方向へ走行中の乗用車に衝突したものでございます。

当事故に関しましては、被害者の方と物損事故での示談が整い、損害賠償8万5,747円で和解したものでございます。

今後とも安全運転の励行について、さらに徹底を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

報告第10号、令和2年度城南土地開発公社決算に関する報告書につきましては、地方自治法第221条第3項の法人について、法第243条の3第2項の規定により、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する資料を作成し、次の議会に提出しなければならないことから報告させていただくものでございます。



この決算につきましては、城南土地開発公社の理事会において書面表決により可決されたものでございまして、令和2年度中における本町の土地の取得、売却及び令和2年度期末残高はございません。

報告は以上でございます。

○議長（谷口 整） これにて、報告を終わります。

---

#### ◎議案第41号～議案第45号の一括上程、説明、質疑、採決

○議長（谷口 整） 会議規則第37条により、日程第6から日程第10まで、議案第41号から議案第45号まで、宇治田原町自治功労者の表彰についての5議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、日程第6から日程第10、議案第41号から議案第45号までの5議案につきまして、一括してご説明申し上げます。

議案第41号、宇治田原町自治功労者の表彰につきましては、谷口昭弘氏が平成15年12月22日から現在に至る17年の長きにわたり、宇治田原町選挙管理委員会委員の職をお務めいただいていることから、宇治田原町自治功労者表彰条例第2条第1項第6号の規定により、宇治田原町自治功労者として表彰申し上げたく、同条例第3条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

議案第42号、宇治田原町自治功労者の表彰につきましては、谷川利明氏が平成12年12月22日から現在に至る20年の長きにわたり、宇治田原町公平委員会委員の職をお務めいただいていることから、宇治田原町自治功労者表彰条例第2条第1項第6号の規定により、宇治田原町自治功労者として表彰を申し上げたく、同条例第3条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第43号、宇治田原町自治功労者の表彰につきましては、安井要氏が平成12年10月13日から現在に至る20年の長きにわたり、宇治田原町固定資産評価審査委員会委員の職をお務めいただいていることから、宇治田原町自治功労者表彰条例第2条第1項第6号の規定により、宇治田原町自治功労者として表彰を申し上げたく、同条例第3条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第44号、宇治田原町自治功労者の表彰につきましては、上野藤一氏が平成15年10月13日から現在に至る17年の長きにわたり、宇治田原町固定資産評価審査委員会委員の職をお務めいただいていることから、宇治田原町自治功労者表

彰条例第2条第1項第6号の規定により、宇治田原町自治功労者として表彰申し上げたく、同条例第3条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第45号、宇治田原町自治功労者の表彰につきましては、山中茂治氏が平成17年7月20日から現在に至る16年の長きにわたり、宇治田原町農業委員会委員の職をお務めいただいていることから、宇治田原町自治功労者表彰条例第2条第1項第6号の規定により、宇治田原町自治功労者として表彰を申し上げたく、同条例第3条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議を賜り、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 提案理由の説明が終わりましたので、各議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより本案の採決をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。

これより、議案第41号の採決をいたします。

原案について賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第41号は原案どおり同意することに決しました。

次に、議案第42号の採決をいたします。

原案について賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第42号は原案どおり同意することに決しました。

次に、議案第43号の採決をいたします。

原案について賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第43号は原案どおり同意することに決しました。

次に、議案第44号の採決をいたします。

原案について賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第44号は原案どおり同意することに決しました。

次に、議案第45号の採決をいたします。

原案について賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第45号は原案どおり同意することに決しました。

---

#### ◎議案第59号～議案第61号の一括上程、説明

○議長（谷口 整） 会議規則第37条により、日程第11から日程第13まで、議案第59号から議案第61号まで、宇治田原町固定評価審査委員会委員の選任についての3議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、日程第11から日程第13、議案第59号から議案第61号までの3議案につきまして、一括してご説明申し上げます。

議案第59号、宇治田原町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、大北康人氏の任期が本年10月12日をもって満了となることから、大北氏を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

大北氏におかれましては、人格高潔にて識見も高く、固定資産評価審査委員会委員として最適任者であることから選任させていただくものでございます。

続きまして、議案第60号、宇治田原町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、上野藤一氏の任期が本年10月12日をもって満了となることから、上野氏の後任に上辻治男氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

上辻氏におかれましては、人格高潔にて識見も高く、固定資産評価審査委員会委員として最適任者であることから、新たに選任させていただくものでございます。

続きまして、議案第61号、宇治田原町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、安井要氏の任期が本年10月12日をもって満了となることから、安井氏の後

任に矢野芳巳氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

矢野氏におかれましては、人格高潔にて識見も高く、固定資産評価審査委員会委員として最適任者であることから、新たに選任させていただくものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りまして、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 提出者より提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となりました議案第59号から議案第61号までにつきましては、本日は説明にとどめ、質疑は次回といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よって、質疑は次回とすることに決しました。

---

#### ◎議案第46号～議案第52号の一括上程、説明、委員会付託

○議長（谷口 整） 会議規則第37条により、日程第14から日程第20まで、議案第46号から議案第52号までの7議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、日程第14から日程第20、議案第46号から議案第52号までの7議案につきまして、一括してご説明申し上げます。

議案第46号、令和3年度宇治田原町一般会計補正予算（第2号）につきましては、旧役場庁舎跡地の整理に係る旧役場庁舎解体工事費をはじめ、新型コロナウイルス感染拡大により売り上げ減少の影響を受けている中小企業や個人事業主に対して支援を行う費用などを補正するもので、補正額は1億6,743万7,000円の追加となり、補正後の予算総額を51億8,293万7,000円とするものでございます。

まず、第1表歳入歳出予算補正の歳入につきましてご説明申し上げます。

国庫支出金では、過年度介護保険低所得者保険料軽減負担金26万6,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,000万円、防災・安全交付金1,725万円の合計2,751万6,000円を追加しております。

府支出金では、過年度介護保険低所得者保険料軽減負担金13万3,000円及び農村地域防災減災事業補助金48万2,000円の合計61万5,000円を追加しております。

繰越金では、前年度繰越金790万6,000円を追加しております。

町債では、役場庁舎跡地整備事業債1億3,140万円を追加しております。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

総務費では、より使いやすく、より見やすい町ホームページに改修するため、町ホームページ整備事業費 5 2 5 万 2, 0 0 0 円及び旧役場庁舎跡地の整理に伴う旧役場庁舎の解体工事を行うため、役場庁舎跡地整備事業費 1 億 5, 0 0 0 万円を追加し、合計で 1 億 5, 5 2 5 万 2, 0 0 0 円を追加しております。

民生費では、介護保険特別会計繰出金 3 9 万 9, 0 0 0 円を追加しております。

農林水産業費では、ため池劣化調査の調査項目が増えたことによる追加調査費用として、ため池管理事業費 4 8 万 2, 0 0 0 円を追加しております。

商工費では、新型コロナウイルス感染拡大により売り上げ減少の影響を受けている中小企業や個人事業主に対して支援を行う費用として、がんばるまちの事業者支援事業費 1, 0 0 0 万円を追加しております。

教育費では、学校給食共同調理場機器を修繕するための共同調理場運営費 1 3 0 万 4, 0 0 0 円を追加しております。

第 2 表繰越明許費につきましては、役場庁舎跡地整備事業費について予定工期が年度を超える見込みであることから、所要額を翌年度へ繰り越すものでございます。

第 3 表地方債補正につきましては、旧役場庁舎跡地の整理に係る解体工事に伴う費用の追加に伴い、役場庁舎跡地整備事業債について既定の限度額を変更するものでございます。

議案第 4 7 号、令和 3 年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、保険事業勘定において前年度の国・府・支払基金の負担等の確定により返還金を補正するもので、補正額は 1, 3 0 3 万 7, 0 0 0 円の追加となり、補正後の予算総額を 8 億 2, 6 5 9 万円とするものでございます。

歳入では、介護給付費繰入金 3 9 万 9, 0 0 0 円、繰越金 1, 2 6 3 万 8, 0 0 0 円を追加しております。

歳出では、償還金 1, 3 0 3 万 7, 0 0 0 円を追加しております。

続きまして、議案第 4 8 号、宇治田原町長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、昨年 1 2 月に本町元職員が逮捕、起訴された重大事件に関しまして、その後有罪判決が確定し、さらには今般、第三者委員会による調査報告書が提出されたことを踏まえ、職員を任命し、管理監督する立場である特別職としての責任を重く受け止め、町長及び副町長の給料について、今回の重大事件における自戒措置として新たに減額の追加を行うため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、令和3年10月1日から令和4年3月31日までの6カ月に限り、特別職の給料月額について町長15%、副町長10%をさらに減額するものであり、現在の厳しい財政状況を踏まえ、町議会議員の皆さんとともに進めている財政対策の減額措置分と合わせて、本期間について町長25%、副町長17%の減額率とするものでございます。

続きまして、議案第49号、宇治田原町個人情報保護条例及び宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、本条例について文言修正及び条文の繰り下げが生じることにより、引用する号の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第50号、宇治田原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードの発行主体として明確化され、発行手数料を徴収することができるとされたため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、条例第2条中の個人番号カード再交付手数料の号を削除するものでございます。

議案第51号、宇治田原町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、（仮称）宇治田原インター北地区・地区計画の決定に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、別表に（仮称）宇治田原インター北地区・地区整備計画区域を追加するものでございます。

続きまして、議案第52号、財産の取得につきましては、Society 5.0社会を生きる子どもたちの学びに求められる教育の情報化推進のため、小中学校に大型提示装置・電子黒板を株式会社内田洋行ITソリューションズ関西支店から1,026万3,000円で取得しようとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得財産の概要といたしましては、町内3小中学校各校に大型提示装置・電子黒板を14台ずつ配備するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りまして、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 提案理由の説明が終わりましたので、各議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第46号及び第47号の2議案を予算特別委員会に、議案第48号を重大事件等調査特別委員会に、議案第49号から第51号までの3議案を総務建設常任委員会に、議案第52号を文教厚生常任委員会に付託することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。

ただいま申しましたように、7議案につきましては総務建設常任委員会、文教厚生常任委員会及び予算特別委員会並びに重大事件等調査特別委員会に付託することに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第53号～議案第58号の一括上程、説明、委員会付託

○議長（谷口 整） 同じく会議規則第37条により、日程第21から日程第26まで、議案第53号から議案第58号までの6議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、日程第21から日程第26、議案第53号から議案第58号までの6議案につきまして、一括してご説明申し上げます。

議案第53号、令和2年度宇治田原町一般会計歳入歳出決算認定につきましては、決算額歳入6億8,535万5,393円、歳出6億6,706万9,664円で、歳入歳出差引残額は1億8,828万5,729円となり、翌年度へ繰り越すべき財源2,127万1,000円を差し引きますと、実質収支額は1億6,701万4,729円となりました。

続きまして、議案第54号、令和2年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定につきましては、決算額歳入9億9,398万1,780円、歳出9億8,412万6,600円で、歳入歳出差引残額は985万5,180円となりました。

議案第55号、令和2年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ

きましては、決算額歳入1億3,228万3,264円、歳出1億3,024万2,061円で、歳入歳出差引残額は204万1,203円となりました。

続きまして、議案第56号、令和2年度宇治田原町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、まず保険事業勘定の決算額は歳入7億8,770万609円、歳出7億3,876万1,847円で、歳入歳出差引残額は4,893万8,762円となりました。続きまして、介護サービス事業勘定の決算額は歳入678万4,572円、歳出441万7,816円で、歳入歳出差引残額は236万6,756円となりました。

続きまして、議案第57号、令和2年度宇治田原町水道事業会計決算認定につきましては、決算額は収益的収入及び支出では、収入は2億8,782万7,463円、支出は2億4,787万6,116円となり、資本的収入及び支出では、資本的収入1億5,546万5,376円、資本的支出2億3,340万445円となりました。

なお、当年度純利益は2,667万1,858円となりました。

続きまして、議案第58号、令和2年度宇治田原町下水道事業会計決算認定につきましては、決算額は収益的収入及び支出では、収入は4億9,388万2,832円、支出は4億8,323万2,153円となり、資本的収入及び支出では、資本的収入2億7,310万800円、資本的支出4億2,567万2,829円となりました。

なお、当年度純利益は114万4,783円となりました。

以上、よろしくご審議を賜りまして、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 提案理由の説明が終わりましたので、ここで監査委員より決算審査について審査報告を求めます。

監査委員、原田周一議員。

○監査委員（原田周一） 皆さん、改めましておはようございます。

ただいまより、決算審査につきましてご報告申し上げます。

地方自治法及び地方公営企業法並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められた規定により、一般会計及び各特別会計の決算並びに健全化判断比率及び資金不足比率について、関係帳簿、証書類などの書類が審査に付され、8月19日及び20日の両日にわたり、本多代表監査委員とともに審査を行いました。

その結果につきましては、お手元に配付いたしております決算審査意見書のとおりであります。

まず、水道事業会計及び下水道事業会計を除く令和2年度宇治田原町の各会計歳入歳出決算審査意見書についてご報告いたします。



審査を行った決算書、帳簿及び証書類等は、令和2年度宇治田原町一般会計及び各特別会計に係ります歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各種関係諸帳簿及び証書類であります。

また、現地調査は、保育所体力づくりデ茶レンジャー育成事業費、保育所感染症対策環境整備事業費をはじめ、4事業について実施いたしました。

1ページの3、審査の統括意見としては、各会計の決算、財産について、予算現額、収入済額、支出済額、関係帳簿、証書類など、その内容を審査した結果、計数的に正確であり、予算執行の成果など各会計とも良好であり、現地調査についても事業執行は適正であると認めます。

4、個別意見として、まず一般会計決算の総括意見としては、我が国経済の基調判断は、内閣府が発表した月例経済報告によると、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進する中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、感染症が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動などの影響を注視する必要があるとされている。

本町の財政状況は、歳入の基幹財源である町税が、個人町民税や固定資産税などで増加となったものの、法人町民税が大幅な減少となったことから、町税全体では約4,190万円の減少となっている。また、国庫支出金については、防災・安全交付金等が減少した一方、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づく特別定額給付金給付事業費補助金や、新型コロナウイルス感染症対策関連の交付金等が大幅に増加している。

地方交付税においては、基準財政需要額の大幅な伸びにより、普通交付税が増加するとともに、特別交付税も増加となったことから、地方交付税全体では約1億6,400万円の増加となっている。

町債においては、臨時財政対策債が増加したものの、庁舎建設事業債及び都市公園整備事業債などの影響により、約11億3,500万円の大幅な減少となっている。

歳入全体においては、前年度を約860万円、前年度比マイナス0.1%下回っている状況である。

一方、歳出全体においては、特別定額給付金事業や宇治田原山手線整備事業が増加したものの、新庁舎建設事業や新市街地都市公園整備事業などの減額に伴い、前年度を約1億4,800万円、対前年度比マイナス2.2%下回っている状況である。

このような中、財政運営については、持続可能な健全財政運営を目指し、中長期的な財政見通しにより、経常経費の節減合理化に努めるとともに、創意、工夫をもって財源

の重点的かつ効果的な運用を図られたところである。

また、まちづくり総合計画に掲げる4つのまちづくりの目標、1、健やかに安心して暮らせるまち、2、便利で快適に過ごせるまち、3、活気にあふれる交流のまち、4、子育てと学びを応援するまちの実現に向け、各種施策を積極的かつきめ細やかに実施された結果、本年度も実質収支で黒字決算を打たれたその成果は良好である。

しかしながら、令和2年度も財政調整基金の繰り入れが行われており、財政調整基金残高は年々減少し、基金残高は約3億5,790万円となっている。健全で持続可能な行財政運営を図るためには、第6次行政改革大綱をもとに、引き続き徹底した行財政改革の推進と行政評価の活用により、徹底した事務事業の見直し、改善や行政コストの低減に努める中で、持続可能な行財政運営に努力されたい。

3ページ(2)歳入については、町税収入は個人町民税や固定資産税などで増加となったものの、法人町民税の大幅な減少により、前年度に比べ町税全体では減少となっている。

今後、新型コロナウイルス感染症による経済への影響が税収にも反映されることが推測されることから、十分留意する必要がある。

このような状況にあっても、町税の安定した収入は財政運営の根幹をなすものであり、税負担の公平性の観点からも、従来にも増して的確な課税客体の把握と、徴収の確保に努力されることを期待するところである。

各種補助金等については、厳しい財政事情下でありながら、有利な起債の借り入れ、あらゆる制度を活用し財源の確保を図られたことは、職員各位の努力によるものであり、今後とも引き続き京都府をはじめ関係機関との連携を密にしながら、適切な財源確保についての調査、研究を進められるよう期待する。

また、徴収率の向上は図られてきているが、町税及び国保税並びに各種保険料などについては、依然として未収金がある。負担の公平性からも、さらなる徴収努力をされたい。その他の歳入については、法令もしくは条例などに基づき的確に収入されており、良好と認める。

次に、5ページ(3)歳出については、本年度の予算額に対する執行割合は、翌年度への繰越分を控除すると、全体で96%以上の執行がなされており、予算の見積りが適正に行われているとともに、住民要望に対し積極的な取り組みがなされた結果であると判断される。

その他、各項目別に支出状況及び支出効果などにつき審査を行ったが、厳しい財政事

情を踏まえ、適正な執行に努力されている結果がうかがえる。

一方で、会計年度任用職員制度の導入に伴う人件費の増加や公債費が増加したことにより、義務的経費全体では増加しており、求められる行政需要に応えることはもちろん、その財源を確保していくためには、引き続き適正な行財政運営に努められることを望むところである。

地方自治体をめぐる財政状況は、依然として厳しい状況で推移することが予想されるが、そのような状況にあっても、人口減少の克服と地域創生の実現に向けた様々な施策を推進しつつ、財政運営の適正化と健全化になお一層の努力を払われるよう望むところである。

次に、6 ページ、国民健康保険特別会計（事業勘定）決算についてですが、国民健康保険をはじめとする公的医療保険制度の現状は、医療費の歳出が増加する中、国保加入者の減少により保険税の収入は大きく増加することは望めず、今後の健全な国民健康保険特別会計の運営のためにも、適切な保険税の設定、さらなる収納率の向上及び特定健診受診率の向上や健康維持・改善を図るための各種保険事業の推進により医療費の抑制への取り組みにより一層努力されたい。

後期高齢者医療特別会計決算については、後期高齢者医療制度運営のための会計であり、京都府後期高齢者医療広域連合への納付金が主な支出であり、適切に支出されており、決算は良好であると認められる。

介護保険特別会計決算については、高齢化社会を迎え、介護保険制度の浸透により給付対象者が増加する中で、保険事業については、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービスや施設サービスなどの利用に対し、的確な運営が図られている。また、介護サービス事業については、地域包括支援センターなどが行う要支援者の予防プラン作成による介護保険サービスの利用支援など適切に取り組まれており、保険事業と併せてその決算は良好と認める。

今後ますます高齢化が進展する中、介護保険事業計画を改定され、介護給付費準備基金を活用した保険料引き下げに取り組まれたところであるが、保険給付の適正化と保険運営に努められたい。また、収入未済額が前年に比べ増加している。負担の公平性の観点から、収入の確実な確保に向け、未収金の徴収の取り組みに努められたい。

7 ページ、現地調査については、4 事業について現地調査を行ったところであるが、資料及び現地確認の結果、各事業とも適正に執行されていると認められる。

次に、令和2年度宇治田原町水道事業会計決算審査意見書についてご報告いたします。

審査対象は、令和2年度宇治田原町水道事業会計決算書及び関係帳簿、証書類であります。

審査の総括といたしましては、収支予算執行整理簿に基づき、現金出納簿及び総勘定元帳、日計簿、各試算表、出納証書類を余すところなく照査の上、さらにその内容につき検討を加え審査をした結果、決算は計数的に的確であり、内容も正確なものであると認める。

業務状況については、給水人口は8,915人となり、前年度に比べ1.9%減少し、料金収入の対象となった年間有収水量は129万2,753立方メートルで、前年度に比べ0.8%増加し、有収率は85.4%で、前年度に比べ2.7ポイント減少している。今後も年間有収率向上のため水道管の更新等を行うとともに、業務の適切かつ効率的な管理に努められたい。

経営状況については、給水収益が0.3%増加しており、これは給水人口は減少したものの、一般家庭用の使用水量の増加によるものが大きいと考えられる。今後も給水人口推移等による水量の大幅な増加は見込めないことを認識し、給水収益の変動に注視していかなければならない。

水道事業費用では、前年度と比べ全体で1.2%の増加であり、主な要因としては、原水及び浄水費の修繕費が大幅に増加していることが挙げられる。

給水原価については、有収水量は増加したものの事業費も増加したため、前年度に比べ0.16円上がっている。今後も効率的な水道施設の更新、維持管理に努められたい。

単年度収支では、奥山田簡易水道事業、高尾飲料水供給事業で借り入れた地方債の元金償還に対する負担金である資本費繰入収益などにより2,667万1,858円の純利益となり、前年度に比べ8万2,702円の増加である。

今後も安心して安全な水道水を安定的に将来にわたり供給できるよう、効率的な水道事業経営、第4次拡張事業計画に基づく施設整備に努めるなど、各般にわたり格段の努力を期待する。また、未収金については、収納確保に取り組み、その効果は認められるが、今後もより一層の収納に努められるよう要望する。

次に、令和2年度宇治田原町下水道事業会計決算審査意見書についてご報告いたします。

審査対象は、令和2年度宇治田原町下水道事業会計決算書及び関係帳簿、証書類であります。

審査の総括といたしましては、業務状況については、整備面積が274.5ヘクター

ルで、面積整備率は全体計画面積497.9ヘクタールに対し55.1%となり、処理区域内人口は7,943人で、人口普及率は87.7%となっている。また、有収水量は66万2,537立方メートルで、有収率は98.5%となっている。

経営状況については、収益的収支において営業収益1億286万953円、営業外収益3億7,152万7,948円で、営業費用4億2,563万3,494円、営業外費用4,751万939円及び特別損失9万9,685円で、収支差引114万4,783円の当年度純利益であった。下水道事業においては供用開始から約20年が経過し、機械、電気設備などの老朽化が進む中、更新及び修繕工事については計画的、効果的に進めていく必要がある。

現在も一般会計からの多額の繰入金を受けている状況となっており、今後の下水道事業においても多額の資金が必要になることに対し、人口減少などの状況を鑑みると、今後も厳しい状況が続くものと思われる。

事業開始後、建設工事及び普及促進の各般にわたり努力されてきたことが認められる。今後も引き続き普及率の向上に努め、未整備区域における事業推進に向け、計画の見直しを行う中において、各地域にあった手法により積極的な取り組みを進められたい。また、経営環境は今後も厳しい状況が続くと思われるが、効果的、効率的な事業運営による経営の健全化に努められたい。

以上のとおり、令和2年度一般会計、各特別会計及び水道事業会計並びに下水道事業会計の歳入歳出決算の審査を行い、意見となる事柄につき列記したが、今後においても人口減少、少子高齢化などにより、本町を取り巻く状況は厳しい状況で推移することが予想される場所であるが、中長期的な視野に立ち、なお一層、適切な事務執行に努められることを期待し、監査の意見といたします。

宇治田原町監査委員、原田周一。

○議長（谷口 整） 決算審査報告が終わりました。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております6議案については、いずれも令和2年度決算認定であります。決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よって、6議案につきましては決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

### ◎決算特別委員会の設置について

○議長（谷口 整） 日程第27、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定により、監査委員を除く11名を指名いたしたく思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よって、議員11名を決算特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時09分

再 開 午前11時20分

○議長（谷口 整） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に決算特別委員会を開催し、委員長並びに副委員長の選任が行われましたので、その結果を報告いたします。

決算特別委員会委員長に、1番、浅田晃弘議員、副委員長に、10番、榎木憲法議員と決定をされました。

以上、報告をいたします。

お諮りをいたします。以上で本日の全日程は終了いたしました。これにて散会をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決定をいたしました。

次回は9月9日午前10時より本会議を開きますので、ご参集のほどよろしく願いをいたします。

なお、本日付託をいたしました各議案につきましては、それぞれ所管の委員会において、十分な審査をお願いいたします。

本日はお疲れさまでした。

散 会 午前11時21分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 谷 口 整

署 名 議 員 山 内 実 貴 子

署 名 議 員 藤 本 英 樹